

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年11月5日(2009.11.5)

【公表番号】特表2009-508262(P2009-508262A)

【公表日】平成21年2月26日(2009.2.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-008

【出願番号】特願2008-531220(P2008-531220)

【国際特許分類】

G 06 F	21/24	(2006.01)
G 06 F	15/00	(2006.01)
G 06 F	3/14	(2006.01)
G 06 F	21/20	(2006.01)
G 06 T	1/00	(2006.01)

【F I】

G 06 F	12/14	5 6 0 A
G 06 F	15/00	3 9 0
G 06 F	3/14	3 5 0 A
G 06 F	15/00	3 3 0 A
G 06 T	1/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成21年9月11日(2009.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

送信側コンピュータシステムがネットワーク接続を介してデスクトップの表示を受信側コンピュータシステムと共有するように設定されたコンピュータ化されたシステムにおいて、前記送信側コンピュータシステムの共有アプリケーションの描画コマンドと隠しアプリケーションの描画コマンドとをフィルタリングする方法であって、

前記送信側コンピュータシステムと前記受信側コンピュータシステムの両方で表示されるように意図された1つまたは複数の共有描画コマンドを識別する動作と、

前記送信側コンピュータシステムで表示されるように意図されているが前記受信側コンピュータシステムから隠されるように意図された1つまたは複数の隠し描画コマンドを識別する動作と、

ドライバインターフェースが前記共有描画コマンドと前記隠し描画コマンドの両方を受信する動作と、

前記ドライバインターフェースがローカルディスプレイドライバを識別する動作と、

前記ドライバインターフェースが前記ローカルディスプレイドライバへ前記共有描画コマンドと前記隠し描画コマンドをパスする動作と、

前記ローカルディスプレイドライバが前記共有描画コマンドと前記隠し描画コマンドをレンダリングする動作と、

ローカルディスプレイ装置で前記レンダリングされた共有描画コマンドと隠し描画コマンドを表示する動作と、

前記ドライバインターフェースがリモートビュードライバであるミラードライバを識別する動作と、

前記ドライバインターフェースが前記ミラードライバへ前記共有描画コマンドと前記隠し描画コマンドをパスする動作と、

前記ミラードライバが前記1つまたは複数の共有描画コマンドをビットマップにレンダリングする動作と、

前記ミラードライバが、前記1つまたは複数の隠し描画コマンドの代わりに代替イメージを前記受信コンピュータシステムに送信できるように、該代替イメージを前記ビットマップにレンダリングする動作と、

前記レンダリングされた共有描画コマンドと前記レンダリングされた代替イメージを含むネットワークパケットをリモートディスプレイ装置へ送信する動作と

を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

前記1つまたは複数の共有描画コマンドは、前記送信側コンピュータでも表示されるよう意図されていることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記1つまたは複数の隠し描画コマンドは、前記送信側コンピュータでは表示されるが、前記受信側コンピュータシステムのディスプレイには表示されないように意図されていることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記ミラードライバが、前記代替イメージを受信して、少なくとも1つの隠し描画コマンドを該代替イメージに置き換える動作をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記ドライバインターフェイスと前記ミラードライバはカーネルモードで動作することを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記ローカルディスプレイドライバが前記共有描画コマンドの各々と前記隠し描画コマンドの各々をローカルディスプレイ装置でレンダリングする動作をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記代替イメージを前記1つまたは複数の隠し描画コマンドとともに前記ミラードライバへ送信する動作であって、該代替イメージは前記1つまたは複数の隠し描画コマンドを生成する隠しアプリケーションから前記ドライバインターフェイスへ提供される、動作をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記1つまたは複数の共有描画コマンドが隠しアプリケーションと現在関係があるという指示を前記ミラードライバで受信する動作をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記ビットマップにレンダリングされた前記1つまたは複数の共有描画コマンドを前記代替イメージで代用する動作をさらに含むことを特徴とする請求項8に記載の方法。

【請求項10】

前記ミラードライバは、リモートデスクトッププロトコルドライバであり、前記方法は前記レンダリングされたデータをネットワークパケットとしてリモートデスクトッププロトコルを通して前記受信側コンピュータシステムに送信する動作をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項11】

前記受信側コンピュータシステムにおいて、

前記送信側コンピュータシステムから前記ネットワークパケットを受信する動作と、

前記1つまたは複数の共有描画コマンドが表示され、前記1つまたは複数の隠し描画コマンドが前記代替イメージによって描写されるように、前記ネットワークパケットを表示

用にレンダリングする動作と

をさらに含むことを特徴とする請求項 1 0 に記載の方法。

【請求項 1 2】

前記 1 つまたは複数の共有描画コマンドあるいは前記 1 つまたは複数の隠し描画コマンドのいずれかを生成したアプリケーションから停止命令を受信する動作と、

前記 1 つまたは複数の共有描画コマンドおよび前記 1 つまたは複数の隠し描画コマンドのいずれかの少なくとも一部を停止イメージファイルで代用する動作と

をさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

【請求項 1 3】

前記ミラードライバが前記アプリケーションから前記停止命令を受信し、前記ミラードライバが前記共有描画コマンドあるいは前記隠し描画コマンドのいずれかの代わりに前記停止イメージファイルを前記ビットマップにレンダリングすることを特徴とする請求項 1 2 に記載の方法。

【請求項 1 4】

前記ドライバインターフェースが前記 1 または複数の共有描画コマンドを用の前記ディスプレイドライバと前記ミラードライバの両方に送信する動作と、

前記ドライバインターフェースが幾何学的データを含む命令をフィルタリングして前記ミラードライバへ送信する動作と

をさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

【請求項 1 5】

前記ドライバインターフェースが、共有描画コマンドを特定の領域と関係があるかどうかを判断して、該コマンドが共有ディスプレイスクリーンの特定の領域に関係がある場合にのみ、前記共有描画コマンドを前記ミラードライバへ送信する動作をさらに含むことを特徴とする請求項 1 4 に記載の方法。

【請求項 1 6】

前記ミラードライバが、対応する描画を送信側ビットマップで作成する動作をさらに含むことを特徴とする請求項 1 4 に記載の方法。

【請求項 1 7】

前記ミラードライバが、画像を送信側ビットマップで描画し、前記ドライバインターフェースにより送られた命令と前記描画コマンドとに基づいて、代替置換イメージを送信側ビットマップで作成する動作をさらに含むことを特徴とする請求項 1 4 に記載の方法。

【請求項 1 8】

前記ミラードライバは、アプリケーションデータが共有でないとの指示を受信した場合に、はっきりとしていないコンテンツをデフォルトイmageで送信側ビットマップに直ちに置き換える動作をさらに含むことを特徴とする請求項 1 4 に記載の方法。

【請求項 1 9】

前記ドライバインターフェースが、アプリケーションからのアプリケーションデータを前記ミラードライバへパスし、かつ該ドライバインターフェースが該ミラードライバへ命令をパスする動作をさらに含むことを特徴とする請求項 1 4 に記載の方法。

【請求項 2 0】

前記命令は、ディスプレイイメージの輪郭を識別し、少なくとも該輪郭内の部分を停止イメージで置き換えることを命令する、ことを特徴とする請求項 1 9 に記載の方法。

【請求項 2 1】

ネットワークサーバーがネットワーク接続を経由してデスクトップの表示を受信側コンピュータシステムと共有するように設定されたコンピュータ化された送信側コンピュータシステムにおいて、コンピュータ読み取り可能記憶媒体に格納されたコンピュータ実行可能命令を備えたコンピュータプログラムであって、該コンピュータプログラムは、実行される際に、前記送信側コンピュータシステムの 1 つまたは複数のプロセッサに、請求項 1 に記載の方法を実行させることを特徴とするコンピュータプログラム。